

平成29年度 財政援助団体等監査(1) 監査結果措置状況

ポートアイランド市民広場指定管理者

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>収入金を専用口座で適正に管理すべきもの</p> <p>協定書によると指定管理者は、市民広場の運営や維持管理に関する業務等を行い、その詳細については管理の基準等に定めるとされている。</p> <p>協定書及び管理の基準によると、指定管理業務として徴収した収入金については、本市に帰属するものとなっており、収入金を収納したときは、その経理を明らかにするとともに予め市に届け出た専用口座に日々入金しなければならないこと、収入の記録は真正かつ正確かつ明瞭なものでなければならないこと等が定められている。指定管理者は、収入金の記録について出納簿を兼ねた通帳により行っているが、使用料の収入金額(許可書・報告書)と専用口座への日々の入金額が異なっている下記の事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広場使用料収入の一部を専用口座に入金せず、本市に払い込んでいる事例</li> <li>・専用口座に入金済みの広場使用料収入の過納分を入金前の駐車場使用料収入から返金している事例</li> <li>・駐車場使用料収入(1日サービス券30枚販売分)を2回に分けて入金している事例</li> <li>・専用口座に入金された自主事業収入を入金前の駐車場使用料収入で精算している事例</li> </ul> <p>指定管理業務外の収入金の請求は別に請求し、振込先は専用口座以外の口座を指定することを徹底する等、専用口座では、指定管理業務の日々の収入金のみが明確に記録され、本市に帰属する収入金が通帳で適正に管理されるよう指定管理者を指導すべきである。</p>	<p>自主事業等の収入金は別口座を指定し入金することを徹底するために、利用料金と自主事業料金の入金案内文書の発送時期をずらし、入金案内文書には振込先口座を強調し、入金誤りをしないような注意喚起を付記する等の対策を講じることとした。</p> <p>また、専用口座では指定管理業務の収入金のみが記録され、市に帰属する収入金を通帳で適正に管理するように周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>駐車場使用料を適正に徴収するべきもの</p> <p>地方自治法では、公の施設の使用料に関する事項は条例で定めなければならないと定められている。市民広場の駐車場使用料について、本市ではポートアイランド市民広場条例において、普通駐車料金（1時間までごとに150円）、定期駐車料金（1箇月につき30,900円）、回数駐車料金（1冊（150円券22枚）につき3,000円）と定めているが、指定管理者は特定の利用者に対して、営業時間内に駐車できる1日サービス券を平均的な駐車時間を想定した900円で下記のとおり販売していた。</p> <p>本市所管局は、条例に基づき適正に駐車場使用料を徴収するように指定管理者を指導するべきである。</p>	<p>900円券は条例に規定されていない使用料であるため、直ちに発行しないよう周知徹底し、現在発行していない。</p>	<p>措置済</p>
<p>施設・設備管理台帳の整理を適正に行うべきもの</p> <p>協定書の仕様書によると指定管理者は、施設・設備管理台帳の作成（電子データ）及び整理（修繕・保守・点検の記録等）を行い、修繕・保守・点検等の完了後ただちにその内容、完了日、施工業者等を台帳に記載することとされている。</p> <p>指定管理者は、台帳（設備機器一覧表）を作成していたが、仕様書で指定されている修繕・保守・点検の履歴やその内容、完了日及び施工業者等については一切記載していなかった。</p> <p>本市所管局は、仕様書に基づき適正に台帳の整理を行うように指定管理者を指導するべきである。</p>	<p>仕様書に基づき、修繕・保守・点検の履歴やその内容、完了日及び施工業者等を記載するように周知徹底した。指導により、記載内容に対応できるように、設備台帳の様式を速やかに修正した。</p>	<p>措置済</p>
<p>施設の維持管理を適正に行うべきもの</p> <p>管理の基準によると、指定管理者は広場のイベント等の開催に応じ、臨時トイレを開閉し、使用後は適宜清掃することとされており、また管理の基準の別紙業</p>	<p>臨時トイレの清掃は、指定管理業務として行い、指定管理料で賄わなければならないことを改めて周知徹底した。また、今後は、申請者から費用負担を求めないよう指導した。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>務基準書によれば、市民広場の清掃業務の中に臨時トイレを含むトイレの清掃が挙げられている。</p> <p>指定管理者は、イベント開催等に際して臨時トイレを開放する場合、広場の使用者（イベント会社）から下記のとおり臨時トイレ清掃費を徴収し、会社の収入としていた。</p> <p>本市所管局は、協定書等に基づき適正に臨時トイレの清掃を指定管理業務として行うよう指導するべきである。</p>		